（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条　第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に限る。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

［2　略］

第十八条の二　削除

第十八条の三　削除

（一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料）

第十八条の四　第四条の表六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

（SIPサーバ機能に係る接続料）

第十八条の五　第四条の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

別表第6（第19条関係）

様式第1

［第1表～第3表　略］

第4表

通信量記録　　年度分

項目名	数値	単位
メディアゲートウェイ		bps
ゲートウェイルータ		bps
一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）		bps
網終端装置		bps

注　ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）については、品質クラス別に区分して記録すること。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条　第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

［2　同上］

（一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料）

第十八条の二　第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。

（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料）

第十八条の三　第四条の表六の二の項（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。

［新設］

別表第6（第19条関係）

様式第1

［第1表～第3表　同左］

第4表

通信量記録　　年度分

項目名	数値	単位
メディアゲートウェイ		bps
ゲートウェイルータ		bps
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。）		bps
網終端装置		bps

注1　メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

注2　ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

注3　ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。）については、品質クラス別に区分して記録すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。